

令和5年度

第92回全国民生委員児童委員大会（広島大会）

活動交流集会 資料

【シンポジウム1】

災害に備える地域ぐるみの体制づくりに向けて

～多様な主体と連携した民生委員・児童委員による地域防災活動～

令和5年11月22日（水）

全国民生委員児童委員連合会

【シンポジウム1】

災害に備える地域ぐるみの体制づくりに向けて

～多様な主体と連携した民生委員・児童委員による地域防災活動～

ねらい

近年、毎年のように自然災害が繰り返され、民生委員・児童委員の死傷事例も発生している。国は、災害対策法制を相次いで見直すとともに、災害対策基本法に「地区防災計画」の作成を位置付ける等、自助・共助に基づく防災・減災への取り組みを促している。

こうした状況をふまえ、全民児連では、令和5年5月に『民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針』を改訂し、都道府県・指定都市市民児協を通じて災害への備えの重要性を周知している。

本シンポジウムでは、地域特性や社会資源（自主防災組織の有無等）をふまえつつ、平常時から「地域ぐるみで支えあう」という意識の下、災害に強い地域をつくるため、民生委員・児童委員と地域の幅広い関係者との連携や役割分担に基づく災害時要援護者等への支援体制づくりを考える。

- コーディネーター 小原英文（コミュニティ・エンパワメント・オフィス FEEL Do 代表）
くわ はら ひで ふみ
葉 原 英 文
- シンポジスト
ふか さわ えつ こ
深 澤 悦 子（長野県 長野市長沼地区
民生委員児童委員協議会 会長）
かね つき いく よ
金 築 育 代（島根県 松江市法吉地区民生児童委員協議会
会長）
あら かわ きょう こ
荒 川 京 子（広島県 尾道市第9区民生委員児童委員協議会
会長）
ほん ごう とし あき
本 郷 俊 明（全国民生委員児童委員連合会 理事）
- 運営責任者
かみ や きょう こ
紙 谷 京 子（全国民生委員児童委員連合会 副会長）
しの はら きよ み
篠 原 清 美（全国民生委員児童委員連合会 理事）
- 運営幹事
むら かみ やす お
村 上 康 雄（広島県民生委員児童委員協議会 副会長
／尾道市連合民生委員児童委員協議会 会長）
- 司会進行
まつ だ みち お
松 田 道 男（広島県民生委員児童委員協議会 理事
／大竹市民生委員児童委員協議会 会長）

※敬称略

※写真に写る人物には発表者等を通じて掲載の了承を得ました

【シンポジウム1】 コーディネーター

近年の災害対策法制の見直しと求められる支援体制づくりのポイント

コミュニティ・エンパワメント・オフィス FEEL Do

代表 栗原 英文

近年の災害対策法制の見直しと 求められる支援体制づくりのポイント

第92回 全国民生委員児童委員大会 シンポジウム 1

一般社団法人 FEEL Do
代表理事 桑原英文



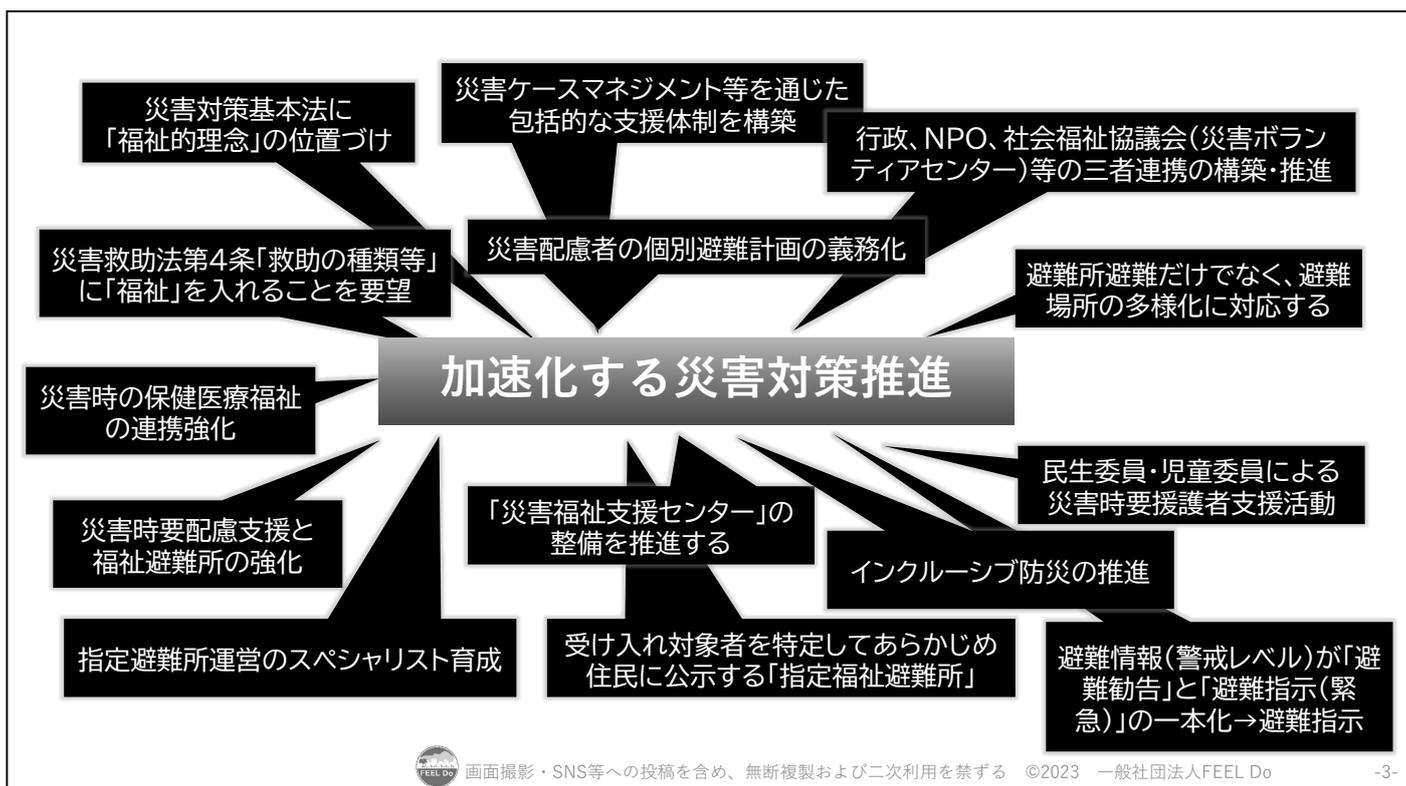
画面撮影・SNS等への投稿を含め、無断複製および二次利用を禁ずる ©2023 一般社団法人FEEL Do

加速化・多様化する 災害対策の推進

近年の自然災害の発生と災害対策法制の見直しについて



画面撮影・SNS等への投稿を含め、無断複製および二次利用を禁ずる ©2023 一般社団法人FEEL Do



進めようとしている主体、手法、位置づけはさまざま

- ・中央防災会議
- ・内閣府
- ・厚労省
- ・気象庁
- ・全社協
- ・学識者
- ・日本財団
- ・民生委員
- ・全国経営協
- ・老施協
- ・日弁連

画面撮影・SNS等への投稿を含め、無断複製および二次利用を禁ずる ©2023 一般社団法人FEEL Do -4-

加速化する災害対策推進

- 地震、台風、水害や土砂災害など自然災害が発生する度に災害対策の見直しや新たな取り組みの施行が繰り返行われています。
- それは、災害時の逃げ遅れ、支援者の犠牲、直接死者の発生、避難生活期における災害関連死者の発生、仮の住まいでの慣れない生活上起きる問題であったり被害の甚大化などを背景にしています。



- 先に紹介したように、特にここ数年災害対策が矢継ぎ早に示され、特に地方公共団体の(努力)義務化が顕著です。
- 利用者保護の観点から策定が義務化された社会福祉法人や福祉事業所、訪問看護支援センターの災害や感染症に備える事業継続計画も令和6年3月末が期限です。
- どの災害対策も必要不可欠な要素ですが、それぞれの取り組みが、災害前から災害発生後のフェーズ(時間経過)や対象、担い手、在宅や避難所等の場所の違いなどの全体像が見えにくくなってはいないでしょうか？



- それぞれの災害対策の担い手の負担感や不安感も課題です。
- 民生委員・児童委員の皆さんの関係が深いと考えられる取り組みではどうでしょうか？
 - 災害時要配慮者支援計画
 - 災害時配慮者個別避難計画
 - 指定避難所運営のスペシャリスト育成
 - 応急仮設住宅など生活者への見守り・相談、つどい等の活動



災害対策への参画はポイントを押さえて

- ポイントは「ご自身と家族」「災害後」です。
 - 皆さんは民生委員としての使命感が強く、困っている人をほおっておけない心情を持ち行動する方々だと思います。
 - 自分自身と家族の安全確保を最優先とし、民生委員だからといって決して無理はしないで下さい。
 - 災害時の民生委員の役割はレスキュー(救命・救助)ではありませんから、「避難の呼びかけ」「避難支援」など不安を感じる時は、支援者の安全を第一に協議して下さい。

災害発生後に民生委員として果たす役割が重要になってきます。支援が必要な人を適切な支援につなげるための活動が皆さんに期待されるからです。在宅や避難施設での避難生活をする時期の取り組みについて、研修や訓練等を通じて準備しておきましょう。



災害対応における行政の責任と 地域ぐるみでの被災者支援



画面撮影・SNS等への投稿を含め、無断複製および二次利用を禁ずる ©2023 一般社団法人FEEL Do

災害対応における行政の責任

- 災害対策基本法において、国・都道府県・市区町村は平時には「各種ガイドラインや計画の策定・更新」、災害時には「住民を保護」することが責務であると明記されています。
- 行政は災害対応・被災者支援に責任を有し、大規模・広域災害時には自治体間での支援・応援を実施するとともに、行政のみでは対応できない分野における調整者として、被災者支援活動に携わる多様な主体の活動を促進する役割が期待されます。
- 災害時には、被害・被災状況や支援に関する情報を収集し、その情報を被災者支援に関わる関係機関に共有する役割もあります。



画面撮影・SNS等への投稿を含め、無断複製および二次利用を禁ずる ©2023 一般社団法人FEEL Do

-10-

災害対応における行政の役割

■ 平時

- 災害時に備えて、官民業の支援者が適切な役割分担及び相互の連携協力を確保すること
- 住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること
- 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること
- 過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること

■ 災害時

- 被災状況等に関する情報収集・情報発信をすること
- 災害対処に関する方針を決定すること(災害対策本部の設置・運営)
- 被災施設等の復旧、被災者の支援を行うこと
- 支援活動を実施する機関・団体等の活動環境整備をすること
- 多様な主体との協力体制の構築をすること



自治体も平時の延長線で取り組みを！

- 地方自治体は、地域社会に対する政策的働きかけを常に行っています。災害対策を住民組織等に働きかけるのは当然の業務です。
- 但し、住民による自治が衰退の一途たどる中で、地域における住民サービスを担うのは自治組織や行政のみではないということが重要な視点です。
- ボランティア・市民活動団体、士業、社会福祉法人、青年会議所その他の民間セクターが重要なパートナーとして協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきだと考えます。
- 被災地では、自治会や町内会未加入世帯が、支援の枠外に置かれる状況にあります。この状況に対して改めて制度的な枠組みをかけ、自治会未加入者も含めてすべての住民を当事者とし、地域共生社会づくりはもちろんのこと、災害時の住民の相互支援の基盤的な仕組みづくりに臨んでいただきたいと思えます。



民生委員・児童委員の 皆さんにお伝えしたい事

福祉力を活かして「救えるはずの命」を守り・救うために



画面撮影・SNS等への投稿を含め、無断複製および二次利用を禁ずる ©2023 一般社団法人FEEL Do

-13-

平時も災害時も「地域の総力で取り組む」

- 普段行っている取り組みは「地域福祉」そのものです。
- 民生委員は支援を必要とする住民に寄り添い、伴走し、代弁役としての役割を担っています。
- 民生委員協議会事務局の下支えのもと、社会福祉協議会、地域包括支援センターや子ども・家庭や障がい、高齢、生活困窮の関係機関と共に課題解決に向けて取り組んでいます。
- 災害時も同様です。支援を必要とする住民に対し、その家族や行政のみならず、近隣住民、仲間の民生委員・児童委員、福祉関係者、警察、消防等、地域の幅広い関係者が力を合わせ、支援体制を作り上げていくことが必要です。

災害時要配慮者への災害対策では「個別支援」に重点を置っていますが、実は「地域ぐるみ」を基盤として進めることが大切です。



画面撮影・SNS等への投稿を含め、無断複製および二次利用を禁ずる ©2023 一般社団法人FEEL Do

-14-

- 被災地において福祉的依存度の高まりを抑制することや、避難生活の中で起こる災害関連死を防ごうと個別支援を行うと共に、避難生活上の環境整備や避難生活の先を見据えた取り組みが重要です。
- 民生委員の災害時の役割を今一度確認し、「被災された方々が災害時においてもできる限り、日常の安心と安全を取り戻してもらい、その人らしい暮らしを送ってもらう」このことが福祉支援者である皆さんの存在理由ではないでしょうか。



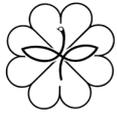
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

【シンポジウム1】シンポジスト

『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』の
改訂経緯とそのポイントについて

全国民生委員児童委員連合会

理事 本郷 俊明



災害に備える地域ぐるみの体制づくりに向けて

～『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』の
改訂経緯とそのポイントについて～

全国民生委員児童委員連合会 理事 本郷 俊明

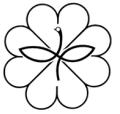
1

『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』の改訂経緯とそのポイントについて

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯
2. 被災地の経験から明らかになった課題
3. 『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』（改訂第4版）のポイント
4. 京都府内での災害対応と民生委員・児童委員活動

2

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯

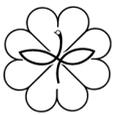


- 2013(平成25)年4月 『民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【第1版】』
- 2013(平成25)年11月 『民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第2版】』
- 2018(平成30)年3月 『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』(民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第3版】)
- 2023(令和5)年5月 『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』(民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第4版】)



3

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯



『指針』改訂（第4版）の理由① 求められる民生委員・児童委員の安全確保

平成27(2011)年3月11日 東日本大震災発生

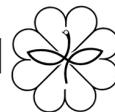
- 高齢者等の安否確認や避難支援にあっていた56名の民生委員・児童委員が犠牲に！

【東日本大震災以後の主な自然災害】

平成 28 (2016) 年 熊本地震 (4 月)、台風第 10 号 (8 月)
平成 29 (2017) 年 九州北部豪雨 (7 月) ※民生委員制度創設 100 周年
平成 30 (2018) 年 大阪北部地震 (6 月)、西日本豪雨 (7 月)、北海道胆振東部地震 (9 月)
令和元 (2019) 年 令和元年 8 月の前線に伴う大雨 (8 月)、台風第 15 号・第 19 号 (9 月)
令和 2 (2020) 年 令和 2 年 7 月豪雨
令和 3 (2021) 年 福島県沖地震 (2 月)、伊豆山土石流災害 (7 月)、令和 3 年 8 月豪雨 (8 月)

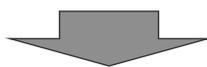
4

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯



『指針』改訂（第4版）の理由① 求められる民生委員・児童委員の安全確保

支援対象者との日常的な関係や民生委員・児童委員としての使命感、さらには災害対策法制の改正による民生委員への期待などを背景に、民生委員・児童委員が発災時に無理をするケースが後を絶たず



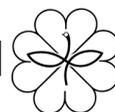
重要

災害時に自らの命、安全を守ることが最優先であるという点について、さらに全国の関係者が意識し、実践すること

あらためて全国の民生委員・児童委員および関係者による災害への対応方針を確認すること

5

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯



『指針』改訂（第4版）の理由② 災害対策法制の見直しへの対応

①災害対策基本法の改正（平成25年、令和3年）

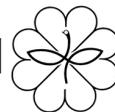
平成25(2013)年改正	「避難行動要支援者名簿」の作成(市町村の義務) 「避難支援等関係者」への名簿提供
令和3(2021)年改正	「個別避難計画」の作成(市町村の努力義務)

②防災気象情報および避難情報制度の見直し

令和3(2021)年改正	市町村が発令する避難情報の見直し ⇒ 従前の「避難勧告」と「避難指示」の一元化等、よりわかりやすいものとなるよう見直し
--------------	--

6

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯



『指針』改訂（第4版）の理由② 災害対策法制の見直しへの対応

「民生委員が直接的な避難支援を担ってくれる」といった誤解・・・民生委員・児童委員の負担に「避難行動要支援者名簿」は、幅広い関係者への提供が進まない・・・民生委員・児童委員の負担が軽減されず、避難支援の実効性が確保されない懸念



重要

市町村が発する防災関連の情報（避難情報、ハザードマップ、タイムラインなど）について、地域住民の一員としてきちんと理解すること

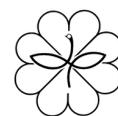
気象や避難の段階に応じた活動の中止、率先避難といったルールを民児協として整理し、各委員が確認しておくこと

7

『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』の改訂経緯とそのポイントについて

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯
2. 被災地の経験から明らかになった課題
3. 『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』（改訂第4版）のポイント
4. 京都府内での災害対応と民生委員・児童委員活動

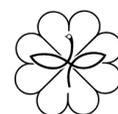
8



2. 被災地の経験から明らかになった課題

- ① 民児協の組織的機能、委員相互の支援機能の停止
- ② 活動の限界
- ③ 住民からの無理な要望
- ④ 思い込み等による住民等からの非難
- ⑤ 市町村における避難行動要支援者名簿の作成への協力

9



2. 被災地の経験から明らかになった課題

被災地の民生委員・児童委員、民児協活動の経験は、全国どこの地域でも起こり得るもの

- とくに要援護者を含む地域住民の適切な理解を得ていくためには、平常時から民生委員・児童委員としての対応方針の周知を図ることが重要

10

『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』の改訂経緯とそのポイントについて

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯
2. 被災地の経験から明らかになった課題
3. 『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』（改訂第4版）のポイント
4. 京都府内での災害対応と民生委員・児童委員活動

11

3. 『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』（改訂第4版）のポイント



- ① 災害時においては、自らの安全確保を第一とし、状況に応じて率先避難に努めることを最優先とすること
- ② 防災・減災の取り組みは、民生委員・児童委員等の一部の関係者の活動に負うものではない
- ③ 民児協会長の指導力の下、地域ごとの取り組み方針の策定を

災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

(民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則)

- 第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

- 第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える
- 第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(市町村と協議しておくべきこと)

- 第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 情報共有のあり方を決めておく

(発災後の民児協活動において留意すべきこと)

- 第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

- 第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

12

『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』の改訂経緯とそのポイントについて

1. 『災害に備える民生委員・児童委員に関する指針』改訂（第4版）の経緯
2. 被災地の経験から明らかになった課題
3. 『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』（改訂第4版）のポイント
4. 京都府内での災害対応と民生委員・児童委員活動

13

4. 京都府内での災害対応と民生委員・児童委員活動



➡ 災害時に配慮が必要な方への支援を実施

（平常時からの備えと、被災後の復旧支援活動が中心）

●避難行動要支援者名簿の作成

高齢者、障害者など、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿を作成

【府内26市町村中、全市町村で作成】

●個別避難支援計画の作成

避難行動要支援者について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどを個別に記載した「避難計画」を作成【作成中21、今後予定5】

→地域内での作成の際に、民生児童委員が協力

●福祉避難所の設置・運営【府内全市町村・551施設を確保】

●災害ボランティアセンターの運営【府内16市町で常時設置】

→開設時の運営等への参加・協力 など

（写真：綾部市災害ボランティアセンターで活動する民生児童委員）



4. 京都府内での災害対応と民生委員・児童委員活動



◆地区民児協 活動振興事業の実施(京都府民児協 独自の助成事業)

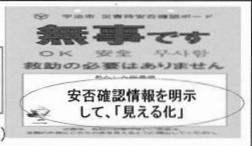
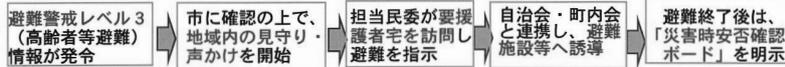
・府内を16地区に分け、全地区での防災の取組に対して支援。



〈例1〉宇治市

市作成ハザードマップの確認などを踏まえながら、民生委員・児童委員の訪問による要援護者の実態把握や避難誘導訓練、支援計画作成等を実施。

【同市北小倉地区民児協の事例】 避難警戒情報と連動した見守り実施



〈例2〉福知山市

災害時要援護者の避難誘導・支援に向けて、福祉施設やその他の多様な避難場所開拓と様々な避難パターン構築等をモデル的に実施。

【同市大江地域の事例】

地域内の避難誘導・支援の検討の場に、民生委員・児童委員が積極的に参画。



4. 京都府内での災害対応と民生委員・児童委員活動



〈八幡市の事例〉

災害時要援護者支援対策事業

●内容

災害発生時に安全な場所への避難が難しい人に対し、地域や近隣の人々との協力と支えあいを基本とする避難支援体制づくりとして、「災害時要援護者台帳登録制度」を実施。

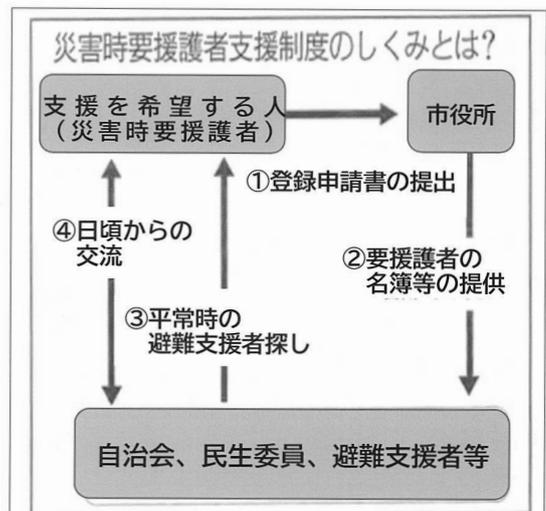
●登録の対象者 ※あらかじめ自治会等の関係支援団体に情報提供することに、同意をいただくことが必要

災害の発生時に情報の収集や安全な場所への避難が難しく、家族以外の第三者の支援が必要であると思われる次のような方。

- (1)障がい者等で日常的に支援を必要とする人
- (2)日常的支援を必要とする人
要介護認定3以上の在宅の高齢者、満75歳以上で独居の方など
- (3)その他市長が必要と認める人

●民生委員としての協力

自治会のない地域又は自治会未加入者に対して、個別避難計画の策定の一部(避難支援者探し)に協力。(※自治会加入者は、当該自治会で対応)



A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

【シンポジウム1】シンポジスト

令和元年東日本台風の被災により学んだこと
～逃げ遅れゼロの地域をめざして～

長野県 長野市長沼地区民生委員児童委員協議会
会長 深澤 悦子

令和元年東日本台風の被災により学んだこと

～逃げ遅れゼロの地域を目指して～

1. 長沼地区の概要

(1) 地区について

- 人口 1,949人 (長野市全体 366,597人)
- 高齢化率 41.0% (同 30.6%) ※ともにR5.9.1時点
- 地区の様子

長野市北東に位置し、千曲川に沿った南北に長い地区である。地区東端に千曲川、北西端に浅川が流れる。地区北西を北陸新幹線が走り、赤沼地籍に長野新幹線車両センターが置かれている。

リンゴの生産が盛んであり、地区の南北を縦貫する国道18号は「アップルライン」と呼ばれ、その東側の旧北国街道松代道沿いに集落が形成されている。

(2) 民児協の概要

- 定数8名 (区域担当6名 主任児童委員2名)
- 事業内容

年間事業(定例会・各専門部会・会議、研修会参加)の他、独居老人の見守り、自宅訪問活動、世代間交流等の事業を実施している。

地区で実施している、お茶飲みサロン・はつらつ体操・介護者のつどい・すこやか子育て教室や、長沼地区で生まれた赤ちゃんを対象とする絵本配布事業等に協力している。

2. 令和元年東日本台風による被害

令和元年10月12日から13日にかけて上陸した台風第19号により、千曲川流域では記録的な豪雨に見舞われた。長野市においても、長沼地区の穂保区付近の千曲川堤防が70mにわたり決壊し、当地区をはじめ下流域の豊野地区の他、上流域の地区でも越水及び内水氾濫等により甚大な被害が発生。

発災直後は54の避難所(自主避難所含む)に6,191人が避難。住宅の他に、避難が遅れ孤立した医療機関、社会福祉施設等もあり。

人的被害として、死者15名(災害関連死13名含む)、重傷者8名、軽傷者92名となった。(R3.3.31時点)



手前が千曲川。穂保区の堤防が決壊し、奥に向かって地区内に濁流が流れ込んだ。



濁流に飲み込まれる住宅



水が引いた後は大量の泥とゴミが堆積



軽トラボランティアによる災害ゴミの撤去作業



農業ボランティアによるりんご畑に堆積した泥の撤去作業

3. 被災して見えてきたもの

(1) 避難の動向に差がある

- 年配者ほど自宅に留まる傾向（経験があり、まだ大丈夫という意識）
→留まることを選択した結果逃げられなくなって救助された。
- 若い世帯ほど避難が早かった（経験がなく、不安が大きい）

(2) 役割が不明確となっている

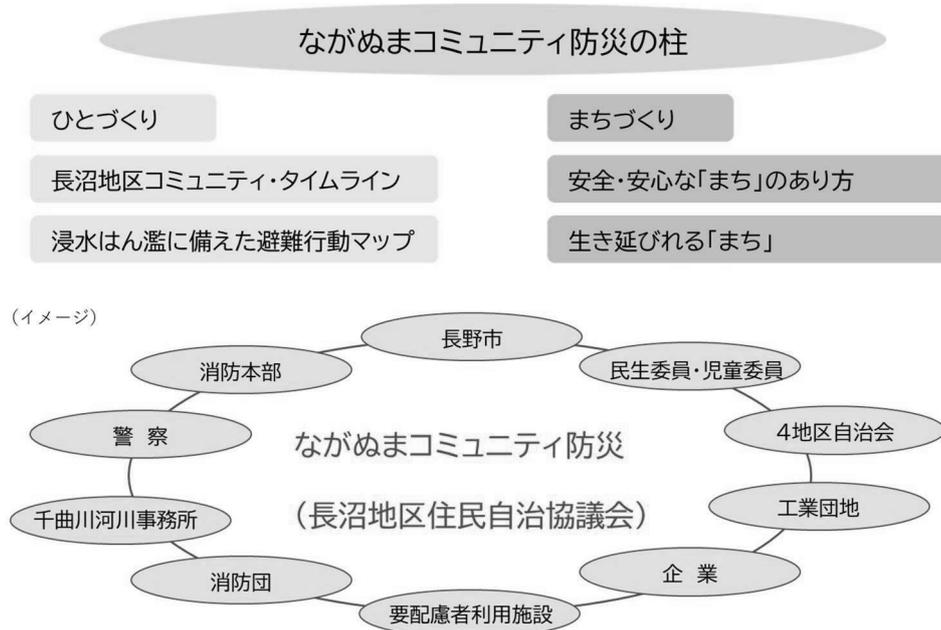
- それぞれが「てんでばらばら」に動いていた。住民も、早く避難する人もいれば自宅に留まる人もいる。自治会の役員、民生委員・児童委員（以下、民生委員）などは安否確認の必要性を認識しているが、どこまでやれば良いのかわからない。
- すぐそこまで危険が迫っているのにも関わらず、集落の様子を見に行き、慌てて引き返す場面も。

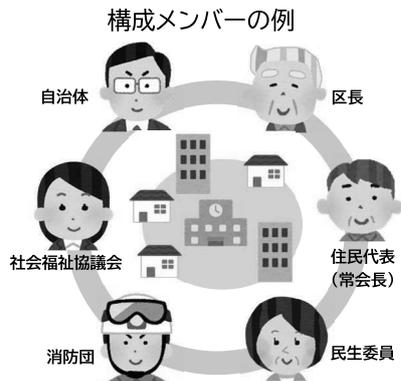
(3) 民生委員も被災住民の一人である

- 民生委員として特に気になる方への安否確認などは行ったが、すぐに確認できないことも。
→すぐそこまで危険が迫っている中で、民生委員としての役割と、一住民として避難をしなくてはいけない状況との板挟みになった。
- 自らも被災したことで、民生委員としての活動がすぐに開始できない。

4. コミュニティ防災とタイムラインの策定へ

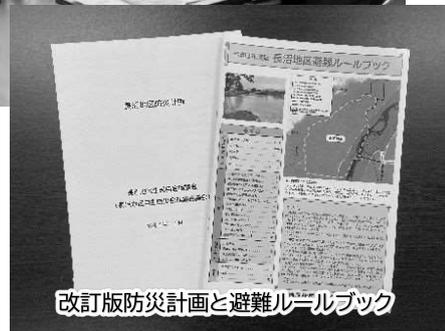
反省を踏まえ、水害に特化したタイムライン（危険の段階に応じて、それぞれの立場における役割を整理したもの）を作成し、避難ルールブックとしてまとめた。





○ 検討項目の例

- ・ 区長や常会長の役割は？
- ・ 安全な避難所・施設は？
- ・ 住民が避難開始を判断する情報や目安は？
- ・ 避難開始してから、避難場所につくまでどれくらい時間がかかるか？
- ・ 住民に求める行動は？（避難状況の方向など）



5. 民生委員の役割の確認

ルールブックの策定には、民児協会長も参加し、タイムラインによる地域全体の動きの中で、民生委員の役割を確認。

- 避難行動に支援が必要な方の対応について、地区の関係者と共有することが出来た。
- 民生委員自身もいつ何をすれば良いのか整理することが出来た。

6. 地域全体での取組へ

(1) 大雨の際に仕組みが機能した。

- 障がいのある方が、ルールブックを参考に早めに避難をして、その連絡を民生委員にしてくれた。
- 住民自ら動くことで、対象者への安否確認等の負担がへり、民生委員自身の安全確保が可能となる。

(2) 地域のつながりを基にした取組が大事

- タイムラインを理解し、自身がどう避難すればよいのか知っておくことが大切。そのためにはたらきかけも必要。
→避難行動に支援が必要な方は、日頃から民生委員が接しており、避難ルールブックの内容について話題にしている。
- 逃げ遅れゼロのためには、自らが動くことはもちろん、周りの手助けを求めることが大切。「お互いさま」の地域の関係づくりが必須。
→「自分の身は自分で守る」ことはもちろん、個別避難計画を地域のつながりの中で共有し、実行性のあるものにしていく。

～ 長沼地区コミュニティタイムライン～ (本部版) 2021年12月22日版

流域警戒 ステージ	時期	伝達する情報および伝達手段：「誰が」→「どんな情報を」→「どんな手段で」→「誰に伝える？」		
		国・市 ⇒ 長沼地区災害対策本部	長沼地区災害対策本部⇒自主防災会	区自主防災会 ⇒ 組・常会 ⇒ 住民
1 災害の 危険性 に 注意を 向ける	災害発生 の 概ね 5～3日前	■伝達する情報 長野地方気象台：台風接近 早期注意情報の発表 市⇒支所長：流域警戒ステージの通知 支所長⇒本部長：流域警戒ステージの 伝達 ■伝達手段 ・携帯電話／無線	■伝達する情報 ①台風が長野県に接近し、早期注意情 報が発表された (数日後に大雨・洪水・暴風警報が発 表される確率が高い) ②役員は連絡可能な状態にするよう 依頼 ■伝達手段 ・携帯電話／無線	
		■伝達する情報 長野地方気象台：府県気象情報の発表 (災害・洪水発生のある降雨予想) 台風説明会 市⇒支所長：流域警戒ステージの通知 府県気象情報と台風説 明会の内容伝達 支所長⇒本部長：流域警戒ステージの 伝達、府県気象情報 と台風説明会の内容 伝達 ■伝達手段 ・携帯電話／無線	■伝達する情報 ①台風により長野県北部中部に2日 間で最大 150mm 程度の降雨が予想 された ②区役員は各区自主防災会を設置し、 参集するよう指示 ③本部長の会議の内容を伝達 ■伝達手段 ・携帯電話／無線	■伝達する情報 ①対策本部設置、各自待機を指示 ②降雨の状況を具体的に説明 ③我が家の避難計画を使い避難方法、 避難先等の確認するよう呼びかけ ■伝達手段 ・携帯電話／同報無線等
2 防災 対応 方針を 決定 する	災害発生 の 概ね 2日前	■情報を受けて実施する行動 本部長：災害対策本部設置 第1配備本部員へ参集指示 区自主防災会設置指示 本部員：災害対策本部へ参集 住自協所有重要物品の確認 消防分団長：災害対策本部参集 分団員に待機指示 装備品(分団、団員)確 認報告受領 用水氾濫対策実施	■情報を受けて実施する行動 ※役割分担は各区で異なる 各自主防災会設置 防災対応方針の伝達 要支援者名簿の所在と内容の確認と 共有 ※「個別避難計画」等を基に支援する 人(支援者)の所在確認、民生児 童委員等との情報共有	■情報を受けて実施する行動 個人財産(車・農機具等)の退避先を 確認 早期の分散避難(縁故先、ホテル等) を検討 ペット同伴の避難に必要な準備・避難 先を確認
		■伝達する情報 千曲川河川事務所：39時間以内に洪水 発生可能性の伝達 市⇒支所長：流域警戒ステージの通知 支所長⇒本部長：流域警戒ステージの 伝達 洪水予測の共有 市⇒住民：早期避難に関する情報発信 (注) ■伝達手段 ・携帯電話／無線	■伝達する情報 ①台風により 39 時間以内に洪水発生 が予想された ②各区自主防災会へ避難準備・早期避 難の呼びかけを実施するよう指示 (注) ③本部長の会議の内容を共有 ■伝達手段 ・携帯電話／無線	■伝達する情報 ①多量の降雨・洪水発生の可能性あり ②避難準備、早期避難、避難所情報伝 達(注) ■伝達手段 ・携帯電話／同報無線等
3 早期 防災 対応 開始	災害発生 の 概ね 1日前	■情報を受けて実施する行動 本部長：支所長を通じ市へ自主避難所 の開設を打診・相談 早期避難の呼びかけ 支所長を通じ古里支所と 災害対策本部移転について 連絡 消防分団長：引き続き分団員に 待機指示	■情報を受けて実施する行動 ※役割分担は各区で異なる 早期避難が必要な人への避難の呼び かけ 早期避難した人の避難先の確認 依頼してある支援者に要支援者の避 難状況の確認を取る	■情報を受けて実施する行動 早期避難が必要な人は分散避難の開 始 避難準備の開始

(注)避難に関する地区内の情報は、長野市による避難情報の発令状況で伝達する内容とタイミングが変わることがある

流域警戒 ステージ	時期	伝達する情報および伝達手段：「誰が」→「どんな情報を」→「どんな手段で」→「誰に伝える？」		
		国・市⇒長沼地区災害対策本部	長沼地区災害対策本部⇒自主防災会	自主防災会⇒組・常会⇒住民
4 防災 対応 実施	災害発生 の 当 日	■伝達する情報 千曲川河川事務所：氾濫注意情報発表 水防警報（出動）発表 支所長⇒本部長：河川水位情報の伝達 市⇒住民：早期避難に関する情報発信 （注） ■伝達手段 ・携帯電話／無線	■伝達する情報 ①各区自主防災会へ避難準備・早期避難の呼びかけを実施するよう指示 （注） ②本部会議の内容を共有 ■伝達手段 ・携帯電話／無線	■伝達する情報 ①多量の降雨・洪水発生の可能性あり ②避難準備、早期避難、避難所情報伝達（注） ■伝達手段 ・携帯電話／同報無線等
	氾濫注意 水位超過 （立ヶ花・ 杭瀬下・ 小市）	■情報を受けて実施する行動 本部長：支所長を通じ市へ自主避難所の開設を要請 早期避難情報の呼びかけ 支所長と災害対策本部移転 時期の検討 消防分団：（氾濫注意水位到達後） 河川巡視の実施 水防活動の実施	■情報を受けて実施する行動 ※役割分担は各区で異なる 早期避難が必要な人への避難の呼びかけ 早期避難した人の避難先の確認 依頼してある支援者に要支援者の避難状況の確認を取る	■情報を受けて実施する行動 早期避難が必要な人は分散避難開始 避難準備の開始
	避難判断 水位超過 （立ヶ花・ 杭瀬下・ 小市）	■伝達する情報 千曲川河川事務所：氾濫警戒情報発表 市⇒住民：警戒レベル3 高齢者等避難発令 ■伝達手段 ・携帯電話／無線 ■情報を受けて実施する行動 本部長：自主防災会へ避難の呼びかけを指示 本部員：古里支所会議室2へ0A機器等 移転準備 消防分団長：避難広報指示 河川巡視、水防活動実施	■伝達する情報 ①各区自主防災会へ避難の呼びかけを実施するよう指示 ②本部会議の内容の共有 ■情報を受けて実施する行動 ※役割分担は各区で異なる 避難が必要な人への避難の呼びかけ 避難した人の避難先の確認 依頼してある支援者に要支援者の避難状況の確認を取る	■伝達する情報 ①洪水発生の可能性あり ②避難開始の指示、避難所情報伝達 ■伝達手段 ・携帯電話／同報無線／積載スピーカー ■情報を受けて実施する行動 高齢者や避難に時間の掛かる人は避難開始 健常者は避難準備の開始 （早期避難の実施）
氾濫危険 水位超過 （立ヶ花・ 杭瀬下・ 小市）	■伝達する情報 千曲川河川事務所：氾濫危険情報発表 市⇒住民：警戒レベル4避難指示発令 サイレンにより氾濫危険 情報・避難指示の伝達 （1回目のサイレン） ■伝達手段 ・携帯電話／無線／サイレン ■情報を受けて実施する行動 本部長：住民へ避難指示の徹底 災害対策本部の移転を判断 本部移転時に各区自主防災会 長へ支援終了・本部移転のサイレンを鳴らすよう指示 （2回目のサイレン） 関係機関へ報告 本部員：移転先で避難状況の確認 消防分団：避難誘導、河川巡視 退避の実施 副分団長：柳原分署に詰める 分団員の安否確認開始 分団長、団員の撤退確認	■伝達する情報 ①氾濫危険情報・避難指示の伝達 ②災害対策本部移転（古里支所）開始 の伝達 ③地区内での活動終了を2回目のサイレンで伝えるよう指示 ■伝達手段 ・携帯電話／無線 ■情報を受けて実施する行動 ※役割分担は各区で異なる サイレンの吹鳴（支援終了・本部移転時） 地区内での活動を終了し避難する 移転先で避難状況を確認	■伝達する情報 ①氾濫の危険が迫っている事を伝達 ②地区内からの避難完了・徹底の指示 ③2回目のサイレンで地区内での支援・対応が終了することを伝達 ■伝達手段 ・携帯電話／同報無線／サイレン／ 積載スピーカー ■情報を受けて実施する行動 避難の開始・徹底 地区へ戻らない 移転先で避難状況を確認	
<警戒レベル4までに必ず避難！ 逃げ遅れはゼロに！>				
5 防災 対応の 終了	緊急安全 確保	■伝達する情報 長野市：警戒レベル5緊急安全確保の 発令 ■伝達手段 ・携帯電話／無線／サイレン ■情報を受けて実施する行動 活動・避難の完了	■情報を受けて実施する行動 活動・避難の完了	■情報を受けて実施する行動 避難の完了
	氾濫発生 情報	■伝達する情報 千曲川河川事務所：氾濫発生情報発表 ■伝達手段 ・携帯電話／無線／サイレン ■情報を受けて実施する行動 安全確保の徹底・継続	■情報を受けて実施する行動 安全確保の徹底・継続	■情報を受けて実施する行動 安全確保の徹底・継続

（注）避難に関する地区内の情報は、長野市による避難情報の発令状況で伝達する内容とタイミングが変わることがある

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

【シンポジウム1】シンポジスト

住み慣れた地域で誰もが安全で安心して暮らせるように！

島根県 松江市法吉地区民生児童委員協議会
会長 金築 育代

住み慣れた地域で誰もが安全で
安心して暮らせるように！

「災害に備える地域ぐるみの体制づくりに向けて」
「住民主体の取り組み」

島根県松江市

法吉地区民生児童委員協議会

会長 金築 育代

法吉地区の概要

2023年7月31日現在

宍道湖の北西部に位置し、出雲国風土記にもその名がある。

戦国時代、毛利と尼子の戦場となった真山、白髭山がある歴史ある地区。

項目	法吉地区	松江市
人口	12,179名	196,562名
世帯数	5,467世帯	91,772世帯
高齢化率	23.29%	30.43%
高齢者世帯(65歳以上)	1,399世帯	27,496世帯
一人暮らし高齢者	748世帯	15,765世帯
民生児童委員	19人	482人
福祉推進員*	57人	約1,600人

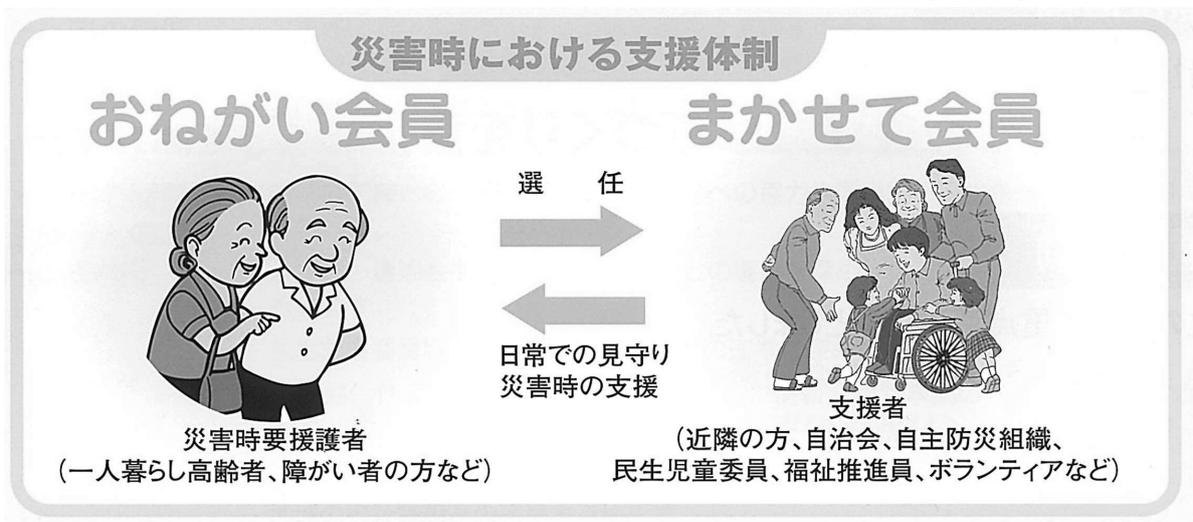
* 民生児童委員等と協力し、地域の福祉活動を担う。松江市独自の制度で、松江市社会福祉協議会会長が委嘱する。

島根県松江市 法吉地区



3

災害時(平常時も)における支援体制



*** 発足当時はまかせて会員の役割の中に、避難誘導があったが、令和3年に削除している**

4

「まかせて会員」「おねがい会員」制度に至った経緯

- ・平成16年(2004年)3月、行政計画としての「地域福祉計画」と市民としての活動の方向を示す「地域福祉活動計画」が、「まつえ福祉未来21プラン」の名で策定。
- ・法吉地区はモデル指定を受けることに。

★平成16年は、全国各地で災害がありました。
災害の犠牲者の多くが、高齢者や障がいのある人々、
今、災害時要配慮者と呼ばれる人々でした。

5

穴道湖があふれた！

- ・昭和47年には豪雨により穴道湖があふれ、5日近くも浸水が続き、市民の生活を圧迫しました。
- ・このような大きな災害を経験し、「災害時における要配慮者対策」の充実を急がねばならないということが身にしみてわかりました。



6

ワーキンググループの結成

・検討を開始

平成17年(2005年)に地域と行政、松江市社会福祉協議会を中心に「ワーキンググループ」を結成
要配慮者への支援方策等についての検討を開始

・ワーキンググループの構成メンバー

地区社会福祉協議会、公民館、民生児童委員、福祉推進員、自治会、消防団、あったかスクラム親の会、地元住民代表、障がい者団体、松江市福祉部、松江市防災担当、松江市社会福祉協議会、松江市ボランティアセンター、島根大学

7

ワーキンググループの活動内容

・第1段階

災害時における要配慮者のニーズや要配慮者の情報把握の仕方

・第2段階 被災地、神戸市真野町への視察研修

・第3段階 個人情報保護法勉強会

・第4段階 広報活動

→地区社会福祉協議会会長と公民館館長が、自治会長会議、民生児童委員協議会定例会に出席し、協力を依頼

8

「おねがい会員」とは？

・一人暮らしの高齢者、夫婦で高齢者また障がいのある方が支援を希望し個人情報や地域の支援者(まかせて会員など)に開示することに同意した人たちを、「おねがい会員」と呼ぶことに。

・「おねがい会員」のリストアップ

自治会ごとに、自治会長 民生児童委員 福祉推進員が対象者のリストアップを行う。

日頃から民生児童委員、福祉推進員の見守りの対象となっている人や自治会で要配慮者として把握している人。年齢を問わない。

障がい者については、リストアップを行政にお願いをした。

9

「まかせて会員」とは？

・「まかせて会員」とは「おねがい会員」の平常時の見守り、災害時の声かけ、災害時の安否確認を行う支援者のことをいう。責任は課さない。

・「まかせて会員」の構成メンバー

「おねがい会員」が希望した近所の人、自治会長、自治会役員、民生児童委員、福祉推進員、自主防災隊員など。

・一人の「おねがい会員」に対して上記の構成メンバーの中から3人程度の「まかせて会員」を選任し登録をお願いしている。

(民生児童委員と福祉推進員は必須かな?)。

・自治会役員は1年交替が多いので、自治会に「おねがい会員」「まかせて会員」について説明するのは、主に民生児童委員の役割となる。

10

「まかせて会員」研修会

- ・「まかせて会員」の方々には、ご自分の意識や関心を維持するため、コロナ禍にあったときを除き毎年研修会を行っている。



11

立ち上げ時の「研修会」

- ・松江市地域福祉計画・活動計画策定委員長であった同志社大学の上野谷加代子教授の記念講演を実施した



平成17年度 まかせて会員 研修会「助け、助けられ上手のまちづくり」 同志社大学 教授 上野谷加代子 教授

12

今までの「まかせて会員研修会」

実施年度	内 容	講 師
平成17年度	「助け上手・助けられ上手のまちづくり」	同志社大学社会学部 教授 上野谷加代子 氏
平成18年度	「支え合う心豊かなまちづくり」 ～いま私たちにできること～	日本福祉大学 助教授 原田 正樹 氏
平成19年度	「おねがい/まかせて...「支援の輪」の形成と「地域力」の向上」	桃山学院大学 准教授 松崎 克文 氏
平成20年度	「災害犠牲者ゼロのまちづくり」	群馬大学大学院 教授 片田 敬孝 氏
平成21年度	「地域の防災力を高めよう！」～災害救援NPOの現場から	特定非営利活動法人/社団法人 ストワード 栗田 暢之 氏
平成22年度	「地域防災力を育てる」～地域を支える地域のカ～	サカモトキッチンスタジオ主宰 坂本 廣子 氏
平成23年度	「若男女で被災のまちづくり」	(特活)NPO政策研究所 専務理事・元神戸新聞社論説委員 相川 康子 氏
平成24年度	「電巻に備える」～気象災害と防災情報～	独立行政法人産業技術総合研究所 特別研究員 下瀬 健一 氏
平成25年度	「問われる災害時における地域の共助力」～東日本大震災の支援活動を通して	法政大学現代福祉学部 教授 宮城 孝 氏
平成26年度	「地域における支え合い活動の大切さ」	日本福祉大学 学長補佐 原田 正樹 氏
平成27年度	「たすけられ上手・たすけ上手に生きる」～災害時も平常時でも～	同志社大学大学院社会学研究科 教授 上野谷 加代子 氏
平成28年度	「安全・安心な地域づくりと医療の役割」～阪神淡路大震災から学ぶ地域での助け合い～	医療法人社団慈恵会 新須磨病院 理事長・院長 松江総合医療専門学校 理事長 澤田 勝興 氏
平成29年度	「災害に強い地域づくりは、『ふだんの暮らし』から～8.11から学んだこと～」	ご近所福祉クリエイター 酒井 保 氏
平成30年度	「地域共生社会での新しい助け合い」～地域住民の参画と協働による・誰もが支えあう共存社会の実現～	日本福祉大学学長補佐・社会福祉学部教授 原田 正樹 氏
令和 元年度	「地域の『支え合い』づくりと福祉のまちづくり活動の方法」	鳥根大学人間科学部 准教授 加川 充浩 氏
令和 2年度	「コロナ禍における生活困窮者支援と社会的孤立について」	松江市社会福祉協議会 事務局長 關防 方直 氏 生活支援課長 金森 志野 氏
令和 3年度 (中止)	「EVAG」避難行動訓練 豪雨災害編 (EVAGをつかって地域防災を考えよう) 松江市内初訓練	松江市防災安全部 防災安全課 参事 竹中敬博 氏
令和 4年度 (中止)		
令和 5年度	(1)「MATSUE DREAMS 2030」講演 (2)「避難行動要支援者事業」改正点等について	(1)松江市長 上定昭仁 様 (2)松江市健康福祉部健康福祉総務課

13

坂本寛子先生の「まかせて会員研修会」

- ・印象に残る「まかせて会員研修会」の一つに、平成22年度の坂本先生の講演がある。
坂本先生は阪神淡路大震災を経験なさっていて、訴える話が心に染み渡った。



- ・先生のリュックの中身は？
大判ネッカチーフで資料などを包み、簡易ヘルメットにする。

14

地域の安全・安心は地域の力で(N0.1)

- このような取り組みは全国にあるが、多くは行政主導。法吉地区では、立ち上げから全てが住民が中心となって(手作り)で行ってきた。
- 平成20年に松江市から、「松江市災害時要援護者避難支援計画登録申請書兼登録台帳」が高齢者宅に郵送された。
- これは、「おねがい会員、おまかせ会員」制度とよく似ているが、「おねがい会員」の対象が異なるなど、違うところもあった。
- 地区社会福祉協議会会長、公民館会長等が協議の結果、法吉は今までの「おねがい会員、まかせて会員」制度を崩さないことを決定。
- 市の「台帳」は平成28年にも郵送された(対象は満75歳以上の方々)。

17

松江市避難行動要支援者支援事業と法吉地区災害時支援事業の違い

事業名	趣旨	支援を求める人	支援する人	備考
避難行動要支援者支援事業(松江市)	災害時の避難行動要支援者を支援する	75歳以上、障害のある人等で支援を求め、そのことが情報開示されてもいい人	定めなし(民生児童委員等、各地区で努力する)	「おねがい会員」「まかせて会員」は、法吉地区独自の事業
法吉地区災害時支援事業(第2次)		同上	(民生児童委員、福祉推進員、自治会役員等) + まかせて会員	
		ただし、75歳以上という年齢の縛りはない(法吉地区では「おねがい会員」と呼んでいる)	(「まかせて会員」の規定は特にない。「おねがい会員」を支援できる人なら誰でも。もちろん民生児童委員でも福祉推進員でもいい)	

18

法吉地区災害時地域支援事業おねがい会員・申請書 兼 登録台帳

【 記入例 】

法吉地区災害時地域支援事業 おねがい会員・申請書 兼登録台帳 記入日 令和 3 年 11 月 1 日 No.

世帯情報	自治会名	法吉公民館自治会	住所	松江市比津町308-4		該当の所に✓を記入 <input type="checkbox"/> 高齢独居 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯 <input type="checkbox"/> 障がい者単居 <input type="checkbox"/> 障がい者のみ世帯 <input type="checkbox"/> 高齢・障がい混在世帯 <input type="checkbox"/> その他	家族人数 (本人含む) 2 名			
	世帯主氏名	法吉太郎	電話番号	0852-21-4966						
	避難場所	法吉公民館	世帯主 携帯番号	012-3456-7890						
登録者① (1人目)	ふりがな	ほつき たろう		性別	男	ふりがな	ほつき はなこ		性別	女
	氏名	法吉 太郎				氏名	法吉 花子			
	生年月日	大正・昭和 平成 14 年 4 月 3日 (82歳)				生年月日	大正・昭和 平成 16 年 5 月 29日 (80歳)			
	携帯番号	090-0000-0000				携帯番号	080-0000-0000			
	※下記の欄については、わかる範囲でご記入ください									
	要介護度・ 手帳情報等	要介護 3				要介護度・ 手帳情報等	身体障がい者手帳 1 級 (視覚)			
	かかりつけ医 名称	法吉病院	電話番号	00-0000		かかりつけ医 名称	法吉病院	電話番号	00-0000	
	ケアマネジャー・ 相談支援 専門員等	事業所名	法吉居宅介護支援事業所		ケアマネジャー・ 相談支援 専門員等	事業所名	法吉相談支援事業所			
		担当者名	松江 典子	電話番号	00-0000	担当者名	島根 和夫	電話番号	00-0000	
	医療機器・ 生活用具等	車椅子				医療機器・ 生活用具等	白杖			
配慮事項	耳が聞こえにくい。認知症。				配慮事項	目が見えない。				
同意書	法吉地区社会福祉協議会会長 宛 私は、災害発生時などに地域からの支援が得られるよう、事前にわたしの台帳情報を避難支援等関係者に提供することに同意します。									
登録者①	令和 3 年 11 月 1 日	(署名) 法吉 太郎		登録者②	令和 3 年 11 月 1 日	(署名) 法吉 花子				

21

裏面

緊急連絡先(緊急時に、ご家族、ご親族など、連絡してほしい人の連絡先です)

緊急連絡先	1	氏名	法吉 徹	電話番号	00-0000	登録者①との関係	長男
		住所	松江市黒田町0番地	携帯番号	070-0000-0000	登録者②との関係	長男
	2	氏名	松江 薫	電話番号	00-0000	登録者①との関係	妹
		住所	松江市末次町0番地	携帯番号	070-0000-0000	登録者②との関係	義妹

地域支援者、まかせて会員が、お決まりの場合記入ください

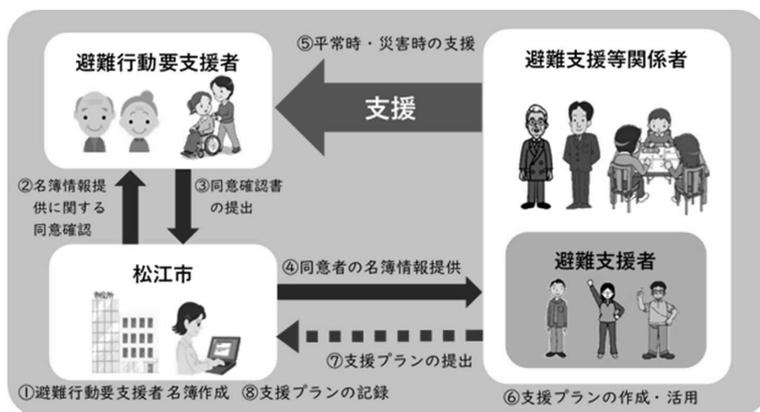
地域支援者	1	氏名	金築 育代	電話番号	00-0000	世帯との関係	民生児童委員	支援に際しての配慮事項
		住所		携帯番号				
	2	氏名	〇〇松江	電話番号	00-0000	世帯との関係	福祉推進員	支援に際しての配慮事項
		住所		携帯番号				

まかせて会員	1	氏名	松江城子	電話番号	00-0000	世帯との関係	自治会役員	支援に際しての配慮事項
		住所		携帯番号				
	2	氏名		電話番号		世帯との関係		支援に際しての配慮事項
		住所		携帯番号				

22

支援体制構築の流れ

- ・松江市から情報を提供していただき、皆で力を合わせて支援体制を強化していく。



23

発足時と今、そしてこれから

年度	松江市避難行動要支援者登録者	おねがい会員	まかせて会員
平成18年（2006年）	-	150名	220名
令和3年（2021年）	437名	96名	121名
令和4年（2022年）	507名	226名	121名
令和5年（2023年）	422名	249名	110名

・今後の課題

- ①「松江市避難行動要支援者登録者」に「おねがい会員」に登録してもらうこと。
- ②「まかせて会員」の増員を図ること。

「おねがい会員」等への理解を深めるため、これからも民生児童委員は自治会長等と協働で家庭訪問を続けていく。

24

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

【シンポジウム1】シンポジスト

地区防災と民生委員

広島県 尾道市第9区民生委員児童委員協議会
会長 荒川 京子

地区防災と民生委員

尾道市第9区民児協：荒川京子

1

尾道市や日比崎地区の地勢

尾道市概略地図（市勢要覧より）



・土砂災害警戒区域の箇所数

全国：約68万 広島県：約4万7000（全国で最多）

尾道市：約3000（23市町で8番目）



- ・南北に中小河川の栗原川が流れており、氾濫すれば日比崎地区の平地一帯が浸水



大雨が降ると、山手では土砂災害、平地では浸水被害の両方が心配な地域

平成30年7月豪雨災害の際には、隣の地区との境界付近で土砂崩れが発生し、1名が亡くなられた

2

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→約70% (131人/199人) (高齢者の死者数/全体死者数)

(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合
約80% (45人/51人))

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約65% (55人/84人)

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約79% (63人/80人)

(うち熊本県 約85% (55人/65人))

注：本資料中に記載している死者数等の数値は、2020年12月24日に公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」本文中に記載されているものであり、最新値とは異なる可能性があります。

3

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

- ▶国は東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿の策定を市町村に義務化。
- ▶現在、尾道市では、避難行動要支援者名簿の策定率は100%。

4

現状：

- ▶ 自主防災会結成率は尾道市が68.3%、日比崎社協の11町内会の内、8町内会が結成し、残り3町内会は未結成で、結成率72.7%ある。
今年度中には、100%を目指したい。
- ▶ また、防災訓練実施率、訓練参加率も良くない。
これも改善したい。

5

民生委員が尾道防災リーダー育成講座を受講



- 例年開催されている「尾道防災リーダー育成講座」を、第9区のみを対象とした形で開催してほしいと要望し、令和4年9月・10月に実現。
- 民生委員6人をはじめ、合計22人の地域住民が受講。有識者による講演や図上訓練、救命講習などを通じて、地域防災リーダーとしての心構えを学習するとともに、地域住民とのネットワークを強めた。
- 講座を受講した民生委員の中には、防災士の資格を取得し、ステップアップを果たした方も。

6

次世代へ引き継ぐ（日比崎中学校の取り組み支援）

・地元生徒の多くが通学する日比崎中学校では、総合的な学習の時間を活用し、令和2年度から防災マップづくりなどの取り組みを開始。民生委員、町内会長、役員、PTA役員などとともにフィールドワーク（まち歩き）に参加し、地域の危険地域などを検証。

この「日比崎サバイバルプロジェクト（通称サバプロ）」が評価され、令和4年度学校安全表彰を県内で1校だけ受賞しました。



DIG(災害図上訓練)の様子

自宅や学校周辺、通学路などの災害危険個所について図上で確認



フィールドワーク(まち歩き)の様子

生徒とともに災害危険個所を意識しながら地域を探索



7

目標：

- ▶ 避難行動要支援者の個別避難計画を4者連携（自治体、町内会、自主防災組織、民生児童委員）して協議・作成する。
- ▶ 災害に強い地区づくりに、民生児童委員が積極的に、防災・減災の研修会参加・個別避難計画を基に防災訓練を実施する。

8

まとめ

- ▶ 要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要です。
- ▶ 災害時（発生した、または発生するおそれがある場合）に、誰ひとり見逃さないという重要な目標を達成するため、民生児童委員の使命は重大です。

9

- ▶ 今や災害は忘れない内にやってくるという時代である。毎日、日本のどこかが揺れている状況です。
- ▶ 日々いつ災害に会うかわからない時代になって、自助・共助・公助の内、災害時には公助が一番最後で、日頃の自助、ご近所、町内会、民生児童委員などの共助の重要性は益々大きくなっています。

【御静聴ありがとうございました。】

10

